

平成26年12月18日

宗像市議会

議長 吉田 益美 様

総務常任委員会

委員長 神谷 建一

### 委員会審査報告及び閉会中の継続審査申出書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。また、第88号議案については、同会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査を申し出ます。

### 記

第87号議案 宗像市消防団の設置に関する条例等の一部を改正する条例について

本案は、平日昼間の消防活動強化のため、市職員、福岡県宗像総合庁舎に勤務する福岡県職員、市役所本庁に勤務する関係機関職員で構成する機能別分団を新たに設立するに当たり、関係条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

消防団員の被雇用化率が全国的に増加しており、宗像市においても、

現在54.8%で年々増加傾向にある。それに伴い、今後、平日昼間の火災や行方不明者捜索に十分な団員数を確保できない状況が懸念される。そのため、能力や事情に応じ特別の活動にのみ参加する消防団である機能別分団として市役所・県総合庁舎分団を設立し、平日勤務時間に発生した火災出動と行方不明者の捜索を行うことで、地域防災力の強化を図る。

#### 【意見】

(賛成意見)

- ・機能別分団には、練度を上げてもらい、基本消防団とコミュニケーションを図り、補助、手助けができるように頑張ってもらいたい。また、消防団や防災活動への普及啓発に一層力を入れて、地域の安心安全を守っていただきたい。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第88号議案 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について

本案は、本市の組織・機構の見直しに伴い、関係条例を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 組織機構改編の視点について
- (1) 簡素で効率的な組織機構。
- (2) 新たな行政課題等に対応する組織機構。
- (3) 市民が利用しやすくわかりやすい組織。

## 2 組織機構改編の概要について

### (1) 都市戦略室

2年前の設置時には、都市戦略室の設置期間をおよそ2年程度としていたが、この2年間で進めてきた都市ブランドの構築や定住化の取り組みを引き続き推進していく必要があること、また、企業誘致や団地再生業務を加えた都市再生を強力に進めていく必要があることから継続して設置する。なお、企業誘致の業務を産業振興部から、対外的な組織と接触する機会が多い都市戦略室へ移管する。

### (2) 総務部

法的な対応力や他の相談業務等との連携を強化するため、消費生活センターを商工観光課から総務課の課内室に移管する。契約検査室を財政課の課内室から課に格上げした上で、契約検査業務の中立性をより一層高めるという観点から、全庁的な業務を所掌する総務部に移管する。交通施策の一本化のため、生活安全課が所掌する公共交通業務と渡船課を統合して交通対策課を新設する。生活安全課の名称を地域安全課に変更し、交通安全や空き地空き家などに関する業務を所管する。

### (3) 経営企画部

第3次行財政改革の推進及びアセットマネジメント計画の進行管理のため、経営企画課の行政評価係の名称を行政改革係に変更する。収納課の2係を統合し1係とする。

### (4) 市民協働環境部

コミュニティ施策及び市民活動施策をより総合的に推進するため、コミュニティ・協働推進課の政策推進係と市民活動係を統合して政策係とする。文化・スポーツ推進課の名称を文化スポーツ課に変更し、推進係を市民文化係とスポーツ推進係に分割する。また、文化スポーツ課の課内室として、総合スポーツセンター建設準備室を新設し、総合スポーツセンターの整備に向けた事前調査、市内スポーツ施設のあり方、及びスポーツ推進計画の推進等についての検討を

行う。郷土文化交流課の名称を郷土文化課に変更し、あわせて交流係の名称を郷土文化係に変更する。環境課の森林河川係を廃止して環境対策係に統合し、森林に関する業務を農業振興課に移管する。

### (5) 健康福祉部

健康福祉政策の企画調整を一本化するため、保健福祉政策課と健康づくり課の一部を統合し、健康課を新設する。保健福祉政策課の統合に伴い、戦没者遺族等に関する業務を高齢者支援課に、地域密着型サービス事業者に関する業務を介護保険課に移管する。福祉課の保護1係と2係を統合し、また、生活困窮者自立支援法に関する業務を行う自立生活支援係を新設する。高齢者施策を強化するため、地域包括支援センターを高齢者支援課の課内室とし、健康づくり課から分離した地域支援業務を合わせて介護予防係を新設する。

### (6) 都市建設部

下水道課の処理場係を事業係と統合する。

### (7) 産業振興部

元気な島づくり課の市民サービス係を元気な島づくり係に統合する。

### (8) 教育こども部

保・幼・小・中の連携など、子ども行政のさらなる充実強化を図るため、教育部と子ども部を統合して教育こども部を新設する。一つの部で市長部局と教育部局を担う形になる。子ども育成課の中にグローバル人材育成係を新設し、グローバルな視点を持った次世代を担う子どもの育成強化を図る。国保医療課が所掌している乳幼児・子ども医療、重度障害者医療及びひとり親家庭等医療に関する業務を、サービスの連携の観点から子ども家庭課に移管する。

## 3 担当部長制度の導入について

部長の職務の補助や特命的な事項を処理するために現在置いている理事とは異なり、責任区分を定め、決裁権限を持たせる担当部長を設置する。各部の部長と担当部長との合議により、部の重要施策をより適切に推進する。

- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 今回の行政組織機構改編により、11部1室44課77係が、10部1室45課75係となる。

#### 【継続審査】

教育こども部等の設置などに関して設置目的等が不明確であるため、委員会でのさらなる審査が必要と考え、本案は閉会中の継続審査とした。

第89号議案 市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

第90号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例及び宗像市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

この2議案は、平成26年の人事院の給与改定に関する勧告（いわゆる人事院勧告）に伴い、市長、副市長、教育長及び議員の期末手当並びに職員の給料、初任給調整手当及び勤勉手当を改正するため、関係条例を改正するものである。関連があるため、一括して審査を行った。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 職員の給料表の引き上げ  
平成26年4月に遡って、若年層に重点を置いて平均0.3%の給料表の引き上げを行う。
- 2 期末手当、勤勉手当の引き上げ  
市長、副市長、教育長及び議員は期末手当、職員は勤勉手当を引き上げる。平成26年12月は、0.15月分、平成27年度以降は、6月と12月に0.075月分ずつ配分して引き上げを行う。

- 3 初任給調整手当の引き上げ  
大島診療所の医師に係る初任給調整手当を月額1,300円引き上げる。

〔第89号議案〕

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

〔第90号議案〕

#### 【意見】

（賛成意見）

- ・公務員の給与ベースは、職員の生活、民間の給与ベース及び地域経済に大きな影響を与えるものである。今後も、その点を考慮に入れてもらうことを願う。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。